


監査報告書

2020年5月26日

学校法人 ソニー学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 ソニー学園

監事 山本好敬 

監事 是永浩利 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第7条の規定に基づき、2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の学校法人の業務並びに財産の状況及び計算書類等について監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たち監事は監査に当たり、学校法人ソニー学園の2019年度に係わる理事会、評議員会に出席したほか、監事監査計画書により、重要な決裁書類等を閲覧し、常勤理事から業務の報告を聴取し、時には役職教職員への質問や説明を求め、業務及び財産の状況を監査いたしました。

また、新日本有限責任監査法人から監査の報告及び説明を受け、計算書類等について検討を加えました。

2. 監査の結果

学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書(資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む)事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表を含む)及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、特に指摘すべき事項はありません。

以上